

認定こども園の「預かり保育」の無償化について（在園児利用）

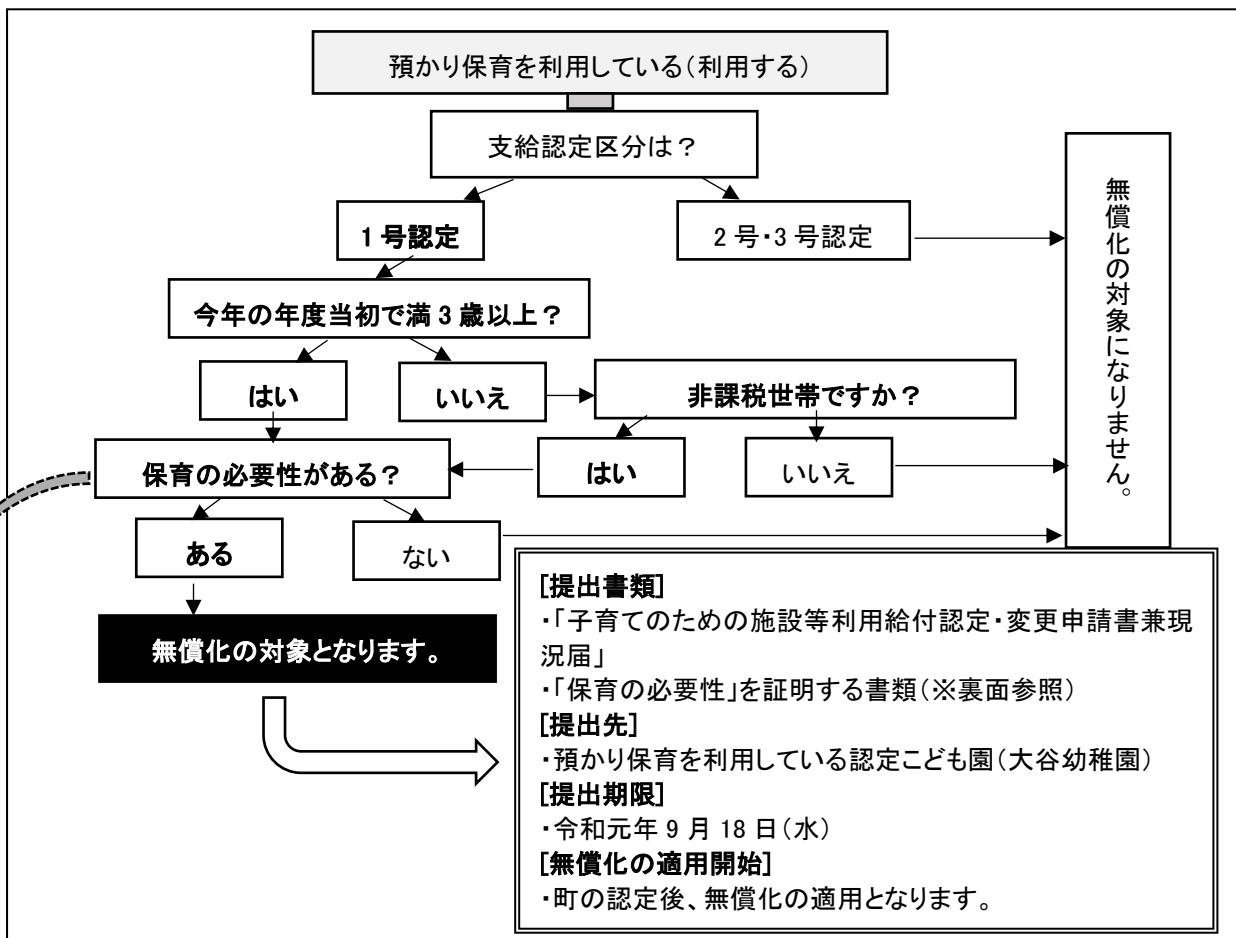
10月からの「幼児教育無償化」では、認可保育所に入れず認可外保育施設等を利用せざるを得ない場合等についても、保育の必要性がある子どもを対象に一定の金額まで利用料が無償化の対象となります。

なお、無償化の対象となる事業は町が基準を満たしていることを確認した事業のみとなり、町内では「大谷幼稚園の預かり保育」及び「斜里町ファミリー・サポート・センター事業（ファミサポ事業）」が該当します。

以下、認定こども園の預かり保育の無償化について記載していますので、対象となる方は手続きをしてください。

[無償化の対象者]

「認定こども園の預かり保育を利用している方」のうち、「保育の必要性がある」が「1号認定で認定こども園を利用している方」（満3歳児利用（年度当初3歳未満児）の方は非課税世帯のみ対象となります。） ※下のフローチャートで確認してください。



【保育の必要性とは】 ※通常の教育・保育の認定と同様の基準です。
 ○就労（月平均48時間以上の就労）／○妊娠、出産（出産日から約8週まで）／○保護者の疾病、障がい等
 ○同居親族の長期入院の常時介護、看護／○災害復旧／○求職活動（原則3ヶ月を限度）
 ○保護者の就学／○虐待やDV

[無償化となる金額]

「無償化」は、実際に「預かり保育の利用で払う金額」が対象となりますが、下記の通り上限額があります。

〈無償化の上限額〉

- 3歳から5歳の子ども(満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの子ども)
→月額上限 11,300円まで無償化の対象となります。
- 満3歳児(年度の途中で3歳になってから最初の3月31日までの子ども)※非課税世帯のみ
→月額上限 16,300円まで無償化の対象となります。

※なお、大谷幼稚園の「預かり保育」を利用し無償化の対象となる方は「ファミサポ事業」は無償化の対象外です。

[保育の必要性を証明する書類]

保育の必要性があることを証明する書類を提出してください。

※今年度既に提出しており、内容に変更がない場合は申し出てください。

〈注意〉:保護者毎に1枚ずつ提出してください。

(例1:父・母ともに「就労」の場合 ⇒ 就労証明書 父1枚、母1枚)

(例2:父「就労」、母「求職活動」の場合 ⇒ 就労証明書 父1枚、申立書 母1枚)

保育を必要とする事由	提出書類
就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書
妊娠、出産	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 新生児の母子手帳のコピー(出産予定日が確認できるページ)
保護者の疾病、障がい	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 医師の診断書または障害者手帳、療育手帳等のコピー(氏名と疾病・障がいの程度がわかるもの)
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 医師の診断書または障害者手帳、療育手帳等のコピー(氏名と疾病・障がいの程度がわかるもの)
災害復旧	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 等
求職活動	<input type="checkbox"/> 申立書
就学	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 学生証(在学証明書)のコピー等
その他	<input type="checkbox"/> 申立書 (担当者にご相談ください)

[問い合わせ先] 斜里町役場民生部子ども支援課児童育成係 TEL:23-3131(内線 124・146)

※事業の具体的内容等については各事業所にお問い合わせください。

大谷幼稚園預かり保育(Tel:23-3880)